

○松江市都市公園条例施行規則

平成17年3月31日

松江市規則第248号

改正 平成25年3月18日規則第9号

平成28年8月29日規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、松江市都市公園条例(平成17年松江市条例第340号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(行為等の許可申請書)

第2条 条例第6条第1項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、都市公園内行為許可申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 公園施設の設置の許可を受けようとする者は公園施設設置許可申請書(様式第2号)を、公園施設の管理の許可を受けようとする者は公園施設管理許可申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

3 都市公園の占用の許可を受けようとする者は、都市公園占用許可申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

4 条例第6条第1項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の許可を受けた者が許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする場合には、都市公園内行為・公園施設設置(管理)・都市公園占用変更許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(行為等の許可書)

第3条 市長は、条例第6条第1項各号に掲げる行為、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有について許可したときは都市公園内行為許可書(様式第6号)、公園施設設置許可書(様式第7号)、公園施設管理許可書(様式第8号)又は都市公園占用許可書(様式第9号)を、許可を受けた事項の変更について許可したときは都市公園内行為・公園施設設置(管理)・都市公園占用変更許可書(様式第10号)を交付する。

(使用料の還付)

第4条 条例第18条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、都市公園使用料還付申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第5条 条例第19条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、都市公園使

用料減免申請書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則(平成25年3月18日松江市規則第9号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年8月29日松江市規則第62号)

この規則は、平成28年11月1日から施行する。